

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月25日(金) 午後1時30分から午後3時15分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	飯塚真砂美		7番	飯塚輝雄	(会長代理)
2番	小林容彰		8番	大貫勇一	
3番	中島牡雄	(会長)	9番	木村俊之	
5番	平井紘一		10番	爲ヶ井晴一	
6番	儘田實		11番	川田英之	

4. 欠席委員 飯塚輝雄
爲ヶ井晴一

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

6. 農地利用最適化推進委員 14名

7. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗原繁
事務局主任 高見直輝
農政課係長 大塚理恵子(書記)

8. 会議の概要

議 長	ただ今から、11月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、8名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	2番 小林容彰委員、5番 平井紘一委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知は飯塚輝雄委員・爲ヶ井委員より出さ
	れております。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
いたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果	
報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明
	いたします。受付番号395号では、譲渡人は耕作が難しいことから、
	譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、約
	200mの範囲に位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張
	で問題ないと思われま
	す。受付番号396号では、譲渡人は耕作が難
	しいことから、譲受人へ贈与を行うものです。申請農地は、譲受人
	の自宅から、約500mに位置しております。申請の事由は、農業経
	営の拡張で問題ないと思われま
	す。受付番号397号では、譲渡人は
	耕作が難しいことから、譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、
	譲受人の自宅から、約150mに位置しております。申請の事由は、
	農業経営の拡張で問題ないと思われま
	す。受付番号398号では、譲
	渡人は耕作が難しいことから、譲受人へ売買を行うものです。申請
	農地は、譲受人の自宅から、約30mに位置しております。申請の事
	由は、農業経営の拡張で問題ないと思われま
す。受付番号399号で	
は、譲渡人は耕作が難しいことから、譲受人へ売買を行うものです。	
申請農地は、譲受人の農業用施設から、約5kmに位置してしま	
す。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われま	
す。受付	
番号400号では、譲渡人は耕作が難しいことから、譲受人へ売買を	
行うものです。申請農地は、譲受人の事業所に隣接しております。	
申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われま	
す。	
そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がない	
と思われま	
す。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当して	

	いないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
1 番	受付番号 395 号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第 3 条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけることを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
8 番	受付番号 396 号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第 3 条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけることを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
事務局	受付番号 397 号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第 3 条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけることを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
事務局	受付番号 398 号について調査報告いたします。

	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
6 番	受付番号399号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
5 番	受付番号400号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
推進委員	400号について譲渡人は農業をやめるのか。
事務局	400号については譲受人から売ってほしいと話をしたものであり、

	譲渡人が農業を辞めるために売るものではありません。
推進委員	396号について贈与とのことだが、関係性は。
事務局	396号については、以前から譲受人が耕作をしていた農地であり、
	譲渡人は、市外に転出した後に親から農地を相続し、引き続き耕作を
	お願いしていたものである。今回贈与することで話がまとまったこ
	とから申請となりました。
	(発言なし)
議長	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による
	許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成
	の委員は、「起立」願います。
	(起立全員)
	起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による
	許可申請については、許可することに決定いたします。
(議案第2号)	引き続き、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請につい
	てを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果
	報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第2号 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご
	説明いたします。農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、
	ご説明いたします。401号では、進入路を設けるものです。祖母が
	他界し、申請人が建物の新築を計画し調査したところ、接道部分の
	進入路が農地であることが判明しました。そのため、進入路敷とし
	て申請するものです。農地の区分については、生産力の高い概ね
	10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」
	と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当では
	ありますが、申請事由が住宅への進入路であるため、農地法施行規
	則に規定する「居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続し
	て設置されるもの」として、例外に該当し、許可相当になるもの
	と思われます。
	また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。
	そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの
	確実性等についても、問題ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
6番	受付番号401号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書
	類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、(詳細に説明)です。

	<p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>の建物に住んでいた祖母が他界したため、親族が新築建物を計画している。現在、申請地を進入路として利用しているが、農地のため、今後の適正な土地利用を行いたく申請致します。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p>
(議案第3号)	<p>引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。ただし、受付番号406、407及び412号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限等に該当する案件でありますので、審議、採決に際しましては、「委員」の退席を求めることとなります。</p> <p>それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>議案第3号 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。402号では、住宅の建築を計画しております。譲受人は、上尾市に事務所を置き、昭和50年から主に不動産業を行っている法人です。申請農地は、既存住宅に介在し、国道の近くで、車での交通の便など、とても住環境が良く、需要が見込めることから、今回、住宅9棟の建築を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことから、建築条件付売買予定地の申請を行うものです。農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。403号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、市内のアパートで生活しております。家族も増え、アパートが手狭になって来たため、自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、現在の居住地からも近く、既存住宅に介在し、周辺には小学校、保育園や公園などあり、とても住環境の整った場所であることから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分に</p>

については、「第2種農地」と判断しました。404号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、妻の実家に両親と生活しております。子供も大きくなり、現在の住まいが手狭になって来たため、自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、妻の職場や子供の通う保育園にも近く、商業施設などもあり、とても住環境の整った場所であることから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。
405号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、栃木県の持ち家で生活しております。譲受人は現在、仕事の異動で単身赴任中です。譲受人の妻も来年4月に羽生市内へ職場が異動となることが決定しました。そんな中、子供たちの育児、教育等考え、家族一緒に生活するため、羽生市内で自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、妻の職場に近く、小学校・幼稚園も近くにあり、とても住環境の整った場所であることから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。現在所有の
の住宅は、住宅が完成し転居後に引渡しする旨の売買契約済となっております。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。406号では、太陽光発電施設を設けるものです。譲受人は、大阪府大阪市に事務所を置き、令和3年から太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地は、周辺に日光を遮る高い建物がなく、太陽光発電の採算も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことで、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。なお、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっております。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。つづきまして407号では、太陽光発電施設を設けるものです。譲受人及び転用の目的は、受付番号406号でご説明しました事業計画と同様であります。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。408号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、市外のアパートで生活しております。子供の成長に伴い、子供が小学生になる前に、自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、職場への通勤も便利で、周辺には小学校や商業施設も近くにあり、とても住環境の整った場所であることから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅への進入路であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるもの」と

	<p>して、例外に該当し、許可相当になるものと思われま。409号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、市外のアパートで生活しております。子供が成長し、家財道具も増え、アパートが手狭になって来たため、自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、妻の父が所有する農地で、妻の実家の近所であり、両親の面倒を見ることもでき、子供の成長にも最適な土地であることから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。410号では、住宅9棟の建築を計画しております。譲受人は、東京都練馬区に事務所を置き、昭和42年から主に不動産業を行っている法人です。申請農地は、既存集落に介在し、周辺に住宅も建ち並び、閑静な住宅地で子育てするのに適した環境であることから、今回、建売住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。411号では、農業用施設を設けるものです。譲受人は、主に加須市で農業を行っている認定農家です。現在、加須市に作業場・駐車場を賃借していましたが、引き継ぎ利用することができなくなってしまったため、申請地を車両5台の駐車場、農機具置場、事務・休憩スペース、仕分け・作業場として使用していくとのことです。今回、譲渡人の了解も得られたことから、申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。412号では、太陽光発電施設を設けるものです。譲受人及び転用の目的は、受付番号406号・407号でご説明しました事業計画と同様であります。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。</p> <p>また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
1番	<p>受付番号402号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当社は、現在、上尾市に本社を置き、長年不動産業を営んでいます。</p> <p>以前より、羽生市において、不動産の営業活動を行っていましたが、コロナ過の影響により事業を休んでいました。このたび、事業の再開をしたいと思い、このたびの申請となりました。同土地を検討した結果、車による交通の便、周辺的生活環境も良く、販売するにも適当なもので、周辺農地に対しても被害をおよぼすものではないと</p>

	判断しました。何卒、よろしくお願いいたします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
9 番	受付番号403号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	今般、申請地に専用住宅を建築したく、農地転用申請をいたします。
	現在、私は、現住所にて昨年生まれた娘と妻の3人で暮らしております。子供が生まれてから現在のアパートでは手狭となり、私たちには建築できる土地も建物の所有もないため、今までの生活環境も変えたくないという思いから近隣に適した土地はないかと探して参りました。そこで申請地に出会い、小学校も保育園や公園も近くに点在し、現在の居住地にも近いと、多少駅からは遠くなりますが、妻や子供たちの生活を考えると今までの生活環境を変えることなく、永住するための住まいを建築できるのではないかと考えました。どうか諸事情を考慮いただき御許可頂けますようよろしくお願いいたします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
8 番	受付番号404号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在私たちは、現住所の妻の実家に両親と住んでいますが、子供が大きくなり現在の住まいが手狭になったことから住宅を建設することを考えました。妻が 〇〇 で働いており、子供が 〇〇 保育園に登園しているので、 〇〇 に近い市街化区域で土地を探しましたが見つからなかったため範囲を市街化調整区域にしたところ本申請地を見つけ申請に及ぶものです。なお、本申請地は小学校も近くまた、近隣に商業施設が多くあり生活するのに大変便利な場所です。何卒ご許可下さいますようお願いいたします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
8 番	受付番号405号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。

	<p>954㎡であり、パネル配置図にあるように周囲とのスペースも十分に確保し、パネルが並べられます。また、周囲環境や立地条件等から日当たりも良く、太陽光発電に適した土地であり、損益シミュレーションの結果よりも採算性があると判断いたしました。何卒ご理解の上、許可賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
2番	<p>受付番号407号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。譲受人は、事業目的として再生可能エネルギー発電事業及びそれに付随する土地管理を行っている法人です。CO2排出量削減という社会的な強い要請に応えるためにも積極的に再生可能エネルギー発電施設の拡充に努めております。損益シミュレーションの結果より事業としても採算性があると判断し、申請に至ったところであります。土地の選定理由は、太陽光発電事業も買取価格が下がり、事業投資費用面から農地を活用しないと事業が成立しない状況にあります。他に太陽光発電施設用地の条件として、目安は面積が1000㎡程度で周囲に高い建物が無いことというのがありますが、今回の申請地は1341㎡であり、パネル配置図にあるように周囲とのスペースも十分に確保し、パネルが並べられます。また、周囲環境や立地条件等から日当たりも良く、太陽光発電に適した土地であり、損益シミュレーションの結果よりも採算性があると判断いたしました。何卒ご理解の上、許可賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
11番	<p>受付番号408号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。私は、現在 に家族で居住しています。子供の成長に伴い、自分たちの住居を子供が小学生になる前に建てたいと思いました。私の勤務地が ですので、通勤に便利で交通の便が良い場所を探していたところ、今回の物件を紹介され、検討した結果、勤務先にも通いやすい場所で、子供たちの小学校も近く、ショッピングモールも近くにあり生活環境に申し分のない場所で、私の実家に国道</p>

	<p>122号線で行けるもので良いと考えました。周辺農地に対しても被害を及ぼすような地域でもない判断し、購入を決意し、このたびの申請となりました。何卒、よろしく願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
11番	<p>受付番号409号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、私は持ち家がなくて、にて妻と子供の家族3人で賃貸アパート住まいをしております。子供も成長し家財道具が増え現在の住まいでは手狭になり、妻と話し合い自己用住宅を建築しよう決めました。建築する場所は、将来のことも考え両親が住む羽生市内であれば何かと両親の役にも立て生活環境においても最適なため、地区内にある物件を探しておりましたが、実家周辺で私どもの条件に合う土地も少なく、永住を決めることができる土地がなかったため、両親に相談したところ、父の所有する実家にも近い申請地を使用し自己用住宅を建築することに了解を頂きました。建築後は、現在より実家が近くなることでより両親の役に立て、子供にも最適な土地であります。また、建築後周辺農地へ悪影響でないよう配慮し計画いたしますので、申請地に自己用住宅を建築したく申請いたします。私どものこのような状況をご理解のうえご考慮頂きまして許可下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
9番	<p>受付番号410号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>弊社は、埼玉県内で住宅販売業を行っております。羽生市内にて、分譲可能な土地について市街化区域内の農地・非農地で検討しましたが、条件に合う土地が見当たらず今回の申請となりました。</p> <p>申請地は市街化調整区域ですが、周辺には住宅も建ち並び、閑静な住宅地で、子育てする上で大変立地が良く、住宅地として魅力的な土地であります。上記のような理由から需要の高い土地だと考えておりますので、建売住宅9棟を建築・販売したく申請をお願いする次第です。何卒、ご許可いただけますようよろしくお願いいたしま</p>

	す。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
6 番	受付番号 4 1 1 号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、複数あるほ場の収穫等作業用として軽トラック 2 台、そして配送用として軽バン 2 台の計 4 台を本事業用として保有しております。これまで
	に於いて、作業場・駐車場を賃借し使用してはりましたが、当該物件と道路の間の土地を第三者が購入したことにより無接道になったため、使用することができなくなってしまいました。通行権を前提に法的手続き等も検討いたしました。時間を要することや県の公売地であることから困難を予想し、本手続きは断念致しました。4 台の車両に加え、当然ながら私自身の移動用車両もごございますので駐車スペースとして 5 台は必要としております。現在、この車両については
	のほ場にやむなく置いている状況であり、この現状が大きな理由であります。今後も農家事業を進めていく上で、本土地上に位置する農業用倉庫も必要と考えており、位置形状を変えることもなく、従前のまま使用させて頂きたいと思っております。後継者不足により、困窮する農家事業を衰退させないためにも営農事業者として今後も取り組んでいきたく本書を以て理由とさせていただきます。以上、よろしくお願い致します。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
5 番	受付番号 4 1 2 号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	譲受人は、事業目的として再生可能エネルギー発電事業及びそれに付随する土地管理を行っている法人です。CO2排出量削減という社会的な強い要請に応えるためにも積極的に再生可能エネルギー発電施設の拡充に努めております。損益シミュレーションの結果より事業としても採算性があると判断し、申請に至ったところであります。
	土地の選定理由は、太陽光発電事業も買取価格が下がり、事業投資費用面から農地を活用しないと事業が成立しない状況にあります。

	他に太陽光発電施設用地の条件として、目安は面積が1000㎡程度で周囲に高い建物が無いことというのがありますが、今回の申請地は1463㎡であり、パネル配置図にあるように周囲とのスペースも十分に確保し、パネルが並べられます。また、周囲環境や立地条件等から日当たりも良く、太陽光発電に適した土地であり、損益シミュレーションの結果よりも採算性があると判断いたしました。何卒ご理解の上、許可賜りますようお願い申し上げます。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	まずは受付番号402から405号及び408から411号について、ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の受付番号402から405号及び408から411号については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による受付番号402から405号及び408から411号の許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	続きまして、受付番号406、407及び412号について、ご質疑・ご発言を願いますが、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当するため、 の退席をお願い します。
	(委員の退席)
	それでは受付番号406、407及び412号について、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の受付番号406、407及び412号については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による受付番号406、407及び412号の許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。それでは、 委員の入室をお願い します。

	(委員の入室)
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項1 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認
	についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。ご覧のとおり、住宅敷3件ございました。
	報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定(等促進事業)に係る合意の解約となります。9件ございました。
	報告事項3 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、これは県許可のありました、10月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、5条が12件ございました。
	以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。
	① 12月の定例農業委員会について
	② 農地相談会について
	③ 年末懇親会について
議長	(発言なし)
	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和4年 11月 25日</p> <p style="text-align: right;">会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____</p>	